

第 1 章 総 説

第 1 基本計画策定の趣旨

この基本計画は、基本構想に掲げられた宮古市の将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくための総合的な計画であり、分野別施策を推進する指針となるものです。

第 2 基本計画の性格

1 計画の基本的方向

この基本計画は、東日本大震災からの復興、人口減少、少子高齢化など社会経済情勢の変化などを踏まえ、分野別施策の方向を具体化するため、実現手段を体系化し、行財政運営を推進する方向を示すものです。

特に、まち・ひと・しごと創生法により、魅力ある多様な就業機会の創出と、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保が求められています。

市民が安定した仕事を持って、子どもを幸せに育てられる環境づくりを推進するため、「産業振興」と「教育振興」を最重点施策として位置づけます。

2 計画の位置づけ

この基本計画は、国、県や公共的機関などの協力とともに、市民と行政のパートナーシップによる参画と協働により実現できるものであり、市民活動の指針の役割を果たすものです。

また、国、県などの各種計画との整合を図り推進するものです。

なお、前回は単独で策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を本基本計画の中に包括します。

3 計画の実効性の確保

毎年3ヵ年分の実施計画と財政計画を策定し、社会経済情勢など市を取り巻く環境の変化に対応しながら、必要に応じて計画の見直しをするとともに、組織及び運営の合理化など構造改革を推進し、基本計画の実効性を確保します。

4 計画の進行管理

この基本計画の実施にあたっては、施策や基本事業の目標を設定するとともに、その成果及び達成度を明らかにするため、宮古市自治基本条例に定める行政評価を行い、適正な進行管理を図ります。

第 3 基本計画の期間

この基本計画は、前期計画期間を令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までの5ヵ年とし、後期計画期間を令和7年度（2025年度）から11年度（2029年度）までの5ヵ年とします。

第 4 SDGs（持続可能な開発目標）に関する取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）とは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。



持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針としています。

国は平成28年（2016年）5月にSDGs推進本部を設置し、同年12月にSDGs実施方針を策定し取り組みを行っています。

SDGsが掲げる「誰一人として取り残さない」という基本方針は、「いわて県民計画（2019～2028）」における幸福を守り育てようとする考え方と相通じるもので、計画の推進・取組の展開を通して、次世代にも幸福を引き継いでいけるよう、持続可能な社会の構築に取り組んでいくこととしています。

本市においても、総合計画の策定にあたり、まちづくりの基本的な考え方として、すべての市民を社会の構成員として包み支え合う「共創」のまちづくりを掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標





SDGs（持続可能な開発目標）に掲げる17のゴール

目標1 貧困をなくそう	目標10 人や国の不平等をなくそう
目標2 飢餓をゼロに	目標11 住み続けられるまちづくりを
目標3 すべての人に健康と福祉を	目標12 つくる責任つかう責任
目標4 質の高い教育をみんなに	目標13 気候変動に具体的な対策を
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	目標14 海の豊かさを守ろう
目標6 安全な水とトイレを世界中に	目標15 陸の豊かさも守ろう
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標16 平和と公正をすべての人に
目標8 働きがいも経済成長も	目標17 パートナリシップで目標を達成しよう
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

宮古市総合計画に掲げる各施策とSDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールとの関連性について、次ページ以降に整理しました。